



平成 27 年に神奈川県労働局管内で発生した休業 4 日以上労働災害は、6,511 件となっており、うち、交通事故による労働災害（以下「交通労働災害」という。）が 557 件発生し、平成 20 年以降で最も多い状況にあります。

交通労働災害は、「ハイヤ・タクシー業」「新聞販売業」「バス業」「通信業」「道路貨物運送業」の順に多く発生しており、全産業の 61.4% を占めていることから、これらの業種を「交通労働災害多発業種」として位置付け、交通安全対策への取組を強く求めています。

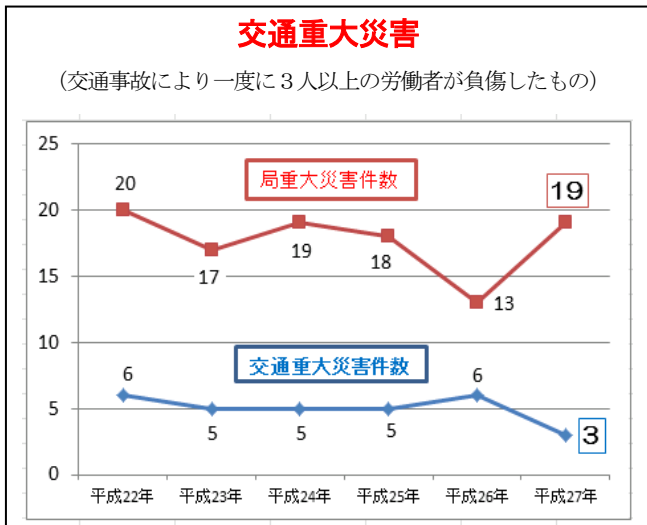
また、交通労働災害における死亡災害は、「製造業」「建築工事業」「道路貨物運送業」「教育研究業」で 4 件発生しており、交通労働災害多発業種以外の業種においても、交通事故による死亡災害が後を絶たない状況にあるため、全産業において、引き続き交通労働災害防止に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。

交通労働災害の現状と対策への取組

- ・平成 27 年の確定値で、557 件発生。過去の統計から、繁忙期に向け大幅に増加することが予測されます。
- ・過去の統計から、10月・12月・2月・3月に集中して交通労働災害が増加する傾向にあります。
- ・死亡交通労働災害の主な原因は、高速道路での運転操作の誤りやスリップ事故、速度超過によるものです。

交通労働災害ワースト業種	
1 位	ハイヤ・タクシー業・・・129 件 (+8 件)
2 位	新聞販売業・・・・・・ 71 件 (+19 件)
3 位	バス業・・・・・・ 50 件 (-9 件)
4 位	通信業・・・・・・ 48 件 (+8 件)
5 位	道路貨物運送業・・・ 44 件 (-23 件)

死亡交通労働災害発生事例	
4 月	建設現場から 2 t ダンプで帰社中、東名高速を走行中にスリップしガードレールに激突した。
5 月	東名高速道路の路肩に社有車を停車させ車外に出ている時に、走行車線を走行してきたトラックに轢かれた。
10 月	横浜町田インターチェンジ付近で、タンクローリー車が横転し運転手が死亡した。
12 月	社有車（トラック）に荷物を積み、事業場から出張先へ向かう途中、高速道路のインターチェンジの左カーブを曲がりきれず、側壁に衝突してトラックが横転した。



交通労働災害防止対策に取り組みましょう！

平成 28 年 4 月末日現在、休業 4 日以上交通労働災害は 128 件（死亡 1 件）発生しており、過去 5 年間では、平成 26 年（同 140 件）に次いで 2 番目に多い状況にあります。

すべての事業場において、交通労働災害防止に向けた取組をお願いします。

※ 裏面の自主点検への取組をお願いします。



職場からはじめる交通労働災害防止対策の取組

第1ステップ 経営トップの目的意識と管理体制等の整備

- | | |
|--|----------|
| 1 経営トップが方針、目標の表明を行った上で、交通労働災害防止対策をスタートしている。 | はい ・ いいえ |
| 2 交通労働災害防止対策を中心となって実施する者(安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等)を選任し、具体的な権限を付与し、労働者に周知している。 | はい ・ いいえ |
| 3 安全委員会等の組織や朝礼等を利用して、交通労働災害防止活動を実施している。 | はい ・ いいえ |
| 4 自動車の運転者等は、健康診断の有所見率が高く、特に、血圧や血中脂質等の値が高いことに着目し、毎朝点呼等で健康状態を確認し、適切な健康管理と労働時間等の管理を行っている。 | はい ・ いいえ |

第2ステップ 適正な労働時間等の管理及び走行管理

- | | |
|---|----------|
| 1 疲労による交通事故を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)等を遵守し、適正な走行計画によって運転業務従事者の十分な睡眠時間等に配慮した適正な労働時間及び走行管理等を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 2 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 3 陸運事業者及び荷主(特に、製造業及び建設業、スーパー等の小売業、物流業の元請等)は、事前に荷役作業の有無を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保した到着時間の設定及び安全な走行計画を作成している。 | はい ・ いいえ |
| 4 過積載、偏過重が生じないように積載するとともに、荷崩れ等の防止の措置を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 5 走行前の車両点検と補修等を実施する他、走行中の異常時への対応をあらかじめ決めている。 | はい ・ いいえ |

第3ステップ 交通安全教育の実施と災害防止に対する意識の高揚

- | | |
|---|----------|
| 1 交通法規、自動車運転者の改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性等の事項について雇入れ時及び日常の教育を実施するとともに、継続的な交通危険予知訓練を行っている。 | はい ・ いいえ |
| 2 各事業場で教育指導、認定試験を行い合格した者に運転業務を認める認定制度を導入している。 | はい ・ いいえ |
| 3 マイクロバス等で送迎を行う場合は、十分な運転技能を有する者に行わせるようにしている。 | はい ・ いいえ |
| 4 運転業務以外の業務の勤務終了後に労働者に自動車等を運転させる場合には、疲労に配慮して他の業務の軽減等を実施している。 | はい ・ いいえ |
| 5 ポスター掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により運転者の交通労働災害防止に対する意識高揚を図っている。 | はい ・ いいえ |
| 6 警察等からの交通事故発生情報、デジタコ情報、ヒヤリ・ハット事例等を活用した「交通安全情報マップ」を作成し、職場の全員に示し、交通事故防止について注意喚起を図っている。 | はい ・ いいえ |

第4ステップ わが社の交通労働災害防止目標

目標を定めて取り組んでください。

交通事故無災害目標	交通労働災害 <u> </u> 日以上 連続無災害へ挑戦!
重点事項	
事業者からのメッセージ	

注意: 無災害目標は、過去の社内記録を参考に無理のない目標を設定し全労働者が見やすい個所へ掲示してください。

各項目で「いいえ」があった場合、見直しに向けた取組をお願いします。